

3・5 EPA／FTA

3・5・1 最近の動きと今後の見通し

日本政府は、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、我が国の対外経済発展および経済的利益確保のため、EPA(経済連携協定)／FTA(自由貿易協定)交渉を推進している。

我が国は平成14(2002)年、シンガポールとEPAを締結して以来、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、豪州など15の国・地域と締結した。現在は、ASEAN全体(投資サービス交渉)、カナダ、コロンビア、EU、トルコ、GCC(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア／交渉延期)および韓国(交渉中断中)の7カ国・地域と交渉を行っている。加えて、日中韓 FTA、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)といった多国間経済連携協定の交渉にも参加しており、また、平成28(2016)年2月にはTPP(環太平洋パートナーシップ協定)に署名した。これら交渉において、当協会は、国土交通省を通じ海運分野の規制撤廃・緩和等改善を求めている。

日本とEPAを締結した国・地域(発効順)

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル

※EPAとFTA

EPA(経済連携協定)：

貿易や投資の自由化・円滑化を進め、幅広い経済関係の強化を目的とした協定。「モノ」以外に「サービス」の貿易、「人」の移動も対象としている。

FTA(自由貿易協定)：

関税やサービスの外資規制などを撤廃し、国・地域間でモノやサービスの貿易自由化を目的とした協定。

WTOとの関係：

WTOは最恵国待遇によって、加盟国間で一律の関税率となる。EPAは二国間で独自の交渉を行い、踏み込んだ自由化が可能となるため、近年はWTOを補完する取組みとして世界中で締結が進んでいる。